

北海道告示第10705号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において準用する同法第13条第5項の規定により、次により地方卸売市場を変更認定した。

令和6年4月23日

北海道知事 鈴木 直道

- |               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| 1 認定年月日       | 令和6年4月17日                          |
| 2 開設者の名称      | 釧路魚市場株式会社                          |
| 3 開設者の住所      | 釧路市浜町3番18号                         |
| 4 地方卸売市場の名称   | 釧路新富士水産物地方卸売市場                     |
| 5 地方卸売市場の位置   | 釧路市新富士町6丁目3番地<br>釧路新富士水産物地方卸売市場内   |
| 6 地方卸売市場の取扱品目 | 生鮮水産物及びその加工品並びにビン缶詰、調味料、その他関連する食品等 |